

函館市離職者等緊急雇用奨励補助金のご案内

コロナの影響で就労の場を失った方を
新たに雇用した「市内事業主」の方に対し1人あたり

正規雇用労働者 30万円

短時間労働者 20万円 を支給します

※1社5人を上限とします
(最大**150万円**を支給)

正社員だけでなく、
パートタイマーとして
雇用した方も支給対象と
なります。詳しくは裏面を
ご覧ください。



奨励補助金に関するお問合せ先・連絡先はこちら

▶ **函館市経済部雇用労政課**

函館市東雲町4-13 (本庁舎3階)

電話番号 0138-21-3308

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020100500024/>

【奨励補助金の主な要件について】

1. 支給対象となる事業主(次のすべてに該当する事業主が対象)

- (1)市内の雇用保険適用事業所において、令和2年10月22日から令和3年3月末日までの間に、対象離職者を「正規雇用労働者」または「短時間労働者」として新たに雇い入れ、3か月以上継続して雇用し、その後も継続して雇用する意思があること。

※雇用区分の要件

要件	正規雇用労働者 (要綱第4条第1号)	短時間労働者 (要綱第4条第2号)
雇用期間	期間の定めなし	
週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
雇用保険	○ 被保険者である	
健康保険 厚生年金保険	○ 被保険者である	× 適用なし
その他	市内に住所を有している	

- (2)次のいずれにも該当しないこと。(主な項目)

- ア 宗教活動または政治活動を目的とする事業を行う者
- イ 函館市に納付すべき税を滞納している者
- ウ 対象労働者と直前1年間に、雇用・請負・出向・派遣等で就労させたことがある者
- エ 対象労働者が事業主または取締役の三親等以内の親族(配偶者または三親等以内の血族および姻族)である者

2. 新たに雇い入れた対象労働者についての離職の要件

新型コロナウイルス感染症の影響を理由に、令和2年1月24日以降に解雇等された者で、新たに雇用された日から継続して市内に住所を有する者

※なお、解雇等とは、事業主の都合で解雇、雇止めによる離職のほか、事業主の都合で労働者派遣契約が更新されなかった場合をいい、また、企業の廃業、倒産に伴う離職や、採用内定通知者の都合により採用内定を取り消されたものも該当します。詳しくは市HPをご覧ください。

【いつまでに申請する？】

対象労働者を3か月以上継続して雇用した日の翌日から30日以内に交付申請してください。なお、対象となる事業者を事前に把握するため、新たに雇い入れた日から30日以内に「申請前届出書」を市に提出してください。

【他に助成を受けた場合でも対象になる？】

対象労働者について、国や地方公共団体等から雇い入れ、賃金、人材育成に係る経費を助成対象とする各種助成金等の交付決定を受けた事業主は、今回の奨励補助金の支給対象となりません。国等の助成金の活用をお考えの事業主は、事前に雇用労政課にお問い合わせください。